

所管部課	市民環境部 産業振興課		部長	田村 美砂		
件名	東大和市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程について					
	区分		1 審議事項	○	2 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>農業委員会において、東大和市個人情報保護法施行条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとして、本規程を制定する。</p> <p>(1) 主な内容 市長が定める「東大和市個人情報保護法施行細則」に準じた取扱いとする。</p> <p>(2) 施行日 令和5年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 本規程の設置により、農業委員会における個人情報保護制度を適切に実施することができる。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書課において審査済み ・令和4年12月16日に、東大和市個人情報保護法施行条例公布 ・令和5年2月20日に、東大和市個人情報保護法施行細則公布 ・令和5年3月23日に、農業委員会定例総会において承認 						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし。</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに制定の手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。